

第2部 良好な環境の創造に向けて

県の施策体系

本県は、5年11月に策定された「環境基本法」を踏まえ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を図っていくため、7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。この条例は、環境基本法との整合性を図りつつ、環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

さらに、この条例の基本理念を実現するための

計画として、8年8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきました。

しかしながら、地球温暖化防止や*生物多様性保全など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、その中で、県民、NPO等の民間団体、事業者、行政機関等の具体的行動と相互の連携・協働が一層求められるようになるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」を策定しました。

県では、これに基づいて、各種施策を総合的かつ計画的に進め、県民、事業者等の他の主体とともに、ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を築き、次の世代に伝えていきます。

千葉県の環境施策の体系（20年3月末現在）

